

令和3年2月8日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年2月8日(月)
13時55分～15時15分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第31号 時効取得を原因とする農地についての権利移転 1件
について
議案第32号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 1) 下限面積に関する「別段の面積」の設定について
2) 農地参考賃借料(案)について
3) 小矢部市賃借料情報(案)について
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 20名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
9番 西 尾 和 三 郎	18番 沼 田 吉 雄
10番 多 田 博 次	19番 渋 谷 忠 司
	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員 8番 前 田 真 一 郎

令和3年2月8日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦労様です。大変な大雪になり、除雪も大変であったかと思えます。また、先日からの鳥インフルエンザの対応で農林課も大変だったと思います。本当にご苦労様でした。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会2月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、前田委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。15番の高田委員さん、16番の残委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第31号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転について」 計1件</p> <p>○議案第32号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、2件の付議議案となっております。それでは、議案第31号「時効取得を原因とする農地についての権利移転について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第31号「時効取得を原因とする農地についての権利移転について」ご説明します。議案書1ページから5ページをご覧ください。位置図については1ページから3ページ、併せて「別紙1」をご覧ください。</p> <p>まず「別紙1」の上段①「時効取得とは」についてです。時効取得について民法第162号では「20年間(善意かつ無過失の場合は10年間)、所有の意思を持って、平穩かつ公然と他人の物を占有した者はその所有権を取得する。」とされております。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。今回のケースは、昭和22年7月2日に〇〇さんと〇〇との間で時効取得が成立したとして登記の申請が行われたことから、同ページに記載されているとおりに、法務局から農業委員会に通知が来ています。続いて、議案書3ページと4ページをご覧ください。「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記の取扱いについて」という文書の中に、農業委員会としての処理の仕方が記載されています。この内容を簡潔にまとめたものが、「別紙1」の</p>

	<p>中段、②「農業委員会がすべきこと」になります。フローチャートになっておまして、農業委員会は法務局から通知を受けた場合、その案件が時効取得の要件を備えているか調査・確認し、その結果を県に報告することになっております。この報告をするにあたって今回の総会議案として提出しております。「経緯」については、同ページの下段にて記載しております。位置図の3ページを併せてご覧ください。〇〇が、赤色の今回時効取得農地である〇〇3443番1のほか、その上と下の黄色の3443番と3998番1の2筆の農地を所有しておりました。その外の2筆の3443番と3998番1を〇〇さんが、昭和22年7月2日に〇〇から購入したのですが、その際、今回の赤色の時効取得農地も譲り受けたものと信じ、その後10年以上自己の所有と信じて占有していたとのことでした。</p> <p>改めて時効取得の成立要件を確認します。別紙上段①に記載のとおり「10年以上経過」「所有の意思の有無」「平穏かつ公然」という、時効取得の各要件を備えているものと考えます。次に議案書5ページをご覧ください。富山県知事に送付する調査書の案を記載しておりますので、ご審議のほどをよろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの件について、調査依頼がされています。〇〇地区担当の〇〇委員さんよりこの件について、調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>それでは、報告いたします。本件は、相当古い話になります。〇〇さんから〇〇さんに売却された時点で、〇〇さんがこちらの農地を買われたということですが、非常に面積が小さい所で、畔の部分だったのかで漏れてしまっていたということです。当時は権利者が〇〇さんでしたが、現在の権利者である息子さんの〇〇さんにお話を伺ってきました。時効取得の要件を満たしているかどうかですが、「別紙1」に書いてありますように「10年以上の所有の意思を持って、平穏かつ公然と他人のものを占有した」というのが、問題の要件になると思います。昭和22年以降10年以上、自分のものであると信じて耕作をされています。所有の意思については、その両側を購入されて耕作をしているということで、善意で占有しているものと思われまします。その他、トラブルについても今までありません。法務局に提出するにあたり、地裁で弁護士さんを通じていろいろと調べておられて、〇〇さんが了承をされた書類も提出されております。それを受けて、法務局でも、先に調べられておりますので問題はないと思います。〇〇さんにおかれましては、年に数回、その一帯を草刈り等管理されております。特に問題はないだろうと判断いたしました。</p>

	た。よろしく願いいたします。以上です。
会長	それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第31号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第31号については「承認」といたします。続いて、議案第32号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第32号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書7ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の新規の利用権設定が12件で、面積が114,164㎡、更新が31件で面積が316,118㎡となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」は、ありません。申請の内容は、8ページから15ページに記載のとおりです。また、配分先は別紙にて記載しておりますのでご確認ください。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第32号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第32号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>続いて、協議事項1「下限面積に関する『別段の面積』の設定」について、事務局より説明していただきます。</p>

事務局	<p>それでは、協議事項1、議案書16ページをご覧ください。下限面積に関する「別段の面積」の設定について、ご説明いたします。これは、農地を取得するための下限の面積になります。5反要件と言われるものです。地域の実状により、農業委員会の判断で引き下げることができますが、結論から申し上げますと、小矢部市は下記の理由により修正は行わないことにしたいと考えております。理由といたしまして、2020年の農林業センサスで、管内の50a未満の農地を経営している農家数が4割未満であり、また、地域別でも最大で31%程度となっております。農地法施行規則第17条に該当しないためとなります。次に17ページをご覧ください。上から3つ目の表に、0.5ha未満の戸数の割合が40%以上の地区であれば、別段の面積を設定する要件に該当しますが、1番高い地区である子撫地区でも約31%なので、別段の面積を設定しないという判断になります。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>設定をするとなると、上げることになるのですか、下げることになるのですか。</p>
事務局	<p>下げることになります。</p>
〇〇委員	<p>了解しました。もう一つ、それは市全体で下げますか、地域で下げますか。</p>
事務局	<p>40%を超えている地区になります。</p>
〇〇委員	<p>了解しました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他に無いようですので、次に、協議事項2「農地参考賃借料(案)」について、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>それでは、協議事項2農地参考賃借料(案)について、ご説明いたします。議案書の18ページと19ページをご覧ください。こちらは、昨年小矢部市の農業委員会で作成しまして、広報いなば3月号と一緒に配布したもので参考資料として添付させていただきました。18ページに農地参考賃借料(10aあたり)の標準賃借料が書いてありますが、こちらの適用</p>

期間は、令和2年産のみで、毎年見直しを行っております。農作業標準料金の適用期間は、令和元年分から令和3年分までの3カ年ですので、今回は変更する予定はありません。農地参考賃借料の見直しということで、協議をしていただきたいと思います。農地参考賃借料の算出については、20ページから32ページにございますが、毎年、一般社団法人富山県農業会議で作成されておりますこちらの資料を基に、小矢部市の(案)を作成しております。まず、富山県農業会議が作成しました資料の22ページの令和3年産水稻農地参考賃借料試算表をご覧ください。上の段から、粗収益とありますが、こちらは収入に当たる部分で、農業会議が試算したものになり、合計が113,629円になります。次に生産費、こちらは経費にあたる部分で、合計が96,186円になります。粗収益113,629円から生産費用96,186円を引いた額が純収益17,443円となります。そして、純収益17,443円から、経営者報酬ということで、生産費用の5%から10%相当分を差し引いた金額が、農地参考賃借料ということで7,800円から12,600円ということで示されております。23ページから31ページには、こちらの算定の細かい内訳や計算式が載っておりますが、省略いたします。続きまして、前年との算出根拠の比較ということで、32ページをご覧ください。令和3年と令和2年の比較になります。まず、粗収益の合計ということで、令和3年が113,629円、令和2年が111,761円と算出されており、2千円ほど増えております。次に生産費の合計は、令和3年が96,186円、令和2年が96,324円ということで、増減はあまりありません。差し引きした純利益が、令和3年が17,443円、令和2年が15,437円で、粗収益が増えている分、純利益が増えております。農地参考賃借料ということで、経営者報酬を生産費用の5%で計算し、10円単位以下を切り捨てた金額が、令和3年で12,600円となっております。経営者報酬を生産費用の8%で計算したものが9,700円、経営者報酬を生産費用の10%で計算したものが7,800円ということで、算出されております。次に33ページをお願いします。こちらは、これまで説明いたしました、富山県農業会議で算出されました令和3年産農地参考賃借料を基に作成いたしました小矢部市の農地参考賃借料(案)ということで、令和3年分が赤字で囲ってあります。33ページから35ページまであり、経営者報酬を生産費用の5%から10%まで計算した6案になります。赤字の公表金額(案)についてですが、こちらの数字は富山県農業会議の資料にあります経営者報酬を生産費用の5%から10%で計算した金額を令和2年の収量520kgの公表金額である9,800円と比較したものについて、前回改定時との比率が%で示されているもので、その率を

	<p>令和2年のそれぞれの公表金額の数字にかけて、百円単位を四捨五入した数字が、それぞれの公表金額(案)になっております。令和元年と2年の公表金額については、平成30年から据え置いております。令和3年についても、令和元年、2年と同様で据え置くという選択もあるかと思っております。本日の総会で協議していただき、確定したものを今年も広報いなば3月号と一緒に配布したいと考えております。よろしく願いいたします。参考として、近隣市町村の参考賃借料の金額について調べましたところ、砺波市は農業公社が出しており、賃借料が一番高い金額で9,300円となっております。南砺市、高岡市、氷見市の3市は、参考賃借料を公表していないとのことです。射水市は、まだ令和3年分は出ていませんでしたが、平成30年産からの3年間で、賃借料が一番高い金額で11,700円となっております。以上です。</p>
会長	<p>賃借料の件について、事務局から説明がありましたが、忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思っております。</p>
〇〇委員	<p>2点質問があります。1つ目は、農地の参考賃借料の10aあたりの基本収量は、どうやって決められたのですか。いつも同じですか。2点目は、労賃が上下しても構わないのですか。</p>
事務局	<p>こちらは、あくまでも参考の金額になります。作業場所や働く条件等によって異なってくるので、これを参考に農家の皆さんの話し合いで決めてくださいということになっています。よって、収量は毎年変えておりませんし、労賃についても上下しても構いません。</p>
〇〇委員	<p>賃借料は何kgしか取れなかったから安いとか、たくさん取れたから高いということで、収量によって毎年かわるものですか。</p>
〇〇委員	<p>基本的にはこの田んぼは基準収量は何kgだから、何年間はいくらといったように利用権設定を行います。それを出し手と借り手との話し合いとかで決めるのではないですか。</p>
〇〇委員	<p>作業標準料金も相対で決めたらいいということですね。この労賃とかオペレーター賃金も参考ですか。</p>
〇〇委員	<p>そうです。</p>

〇〇委員	安すぎると労働基準法に引っかからないですか。最低賃金とかありますよね。
〇〇委員	最低賃金が確保できていればいいと思います。あとは、作業が大変な所は色付けすればいいし、その地区全体にするのか、その田んぼごとにするのかはその地区の判断だと思います。
〇〇委員	営農組合でも、この参考賃借料を参考にすることがあるので便利です。
〇〇委員	本日、決めるということですよ。
会長	本日決めて、広報いなばと一緒に配布してもらいます。
〇〇委員	まず、変えるか変えないかですね。据え置くのか、変えるなら何%にするかですよ。
〇〇委員	石川県は全然違うと聞きました。金額が大幅に下がって、ほとんど0円に近い所もあるそうです。
事務局	石川県までは調べてはおりません。石川県とは算出方法など、少し違うのかもしれませんが。また、確認しておきます。
〇〇委員	石川県は土地改良区が払うというようなことを聞いたものですから。耕作者が土地改良費を支払っているとか。こちらは支払っていないので、ある程度地代がないといけないと思います。
〇〇委員	この経営者報酬が5%の場合と、10%の場合では、耕作者が有利な場合と、土地所有者が有利な場合と、どちらがどうかということを教えていただけますか。
事務局	議案書の33ページをご覧ください。5%の場合は、12,600円が土地の所有者に払う金額で、10%の場合は7,800円となりますので、所有者的には5%の方が有利ということになります。
〇〇委員	わかりました。今年どれだけ獲れるかわからないので、そのままいいのではないですか。変える必要がないのではないですか。

事務局	<p>この農業会議の試算されているものについては、過去何年かの分を基に算出されております。519 kg という数字と、小矢部市の 520 kg と近い数字ですので、それを参考に算出しております。経営者報酬は、今までずっと 3% 相当としていたのですが、令和元年から、金額が上がりすぎるので、経営者報酬が 5% として、農業会議で作成されています。そして、今回は 5% で算出すると、12,600 円になり、金額が上がるので、経営者報酬を 5% から 10% と幅を持たせており、後は市町村の判断で決めて下さいということになっています。ただし、あくまでも参考ですので、変えないという選択もあります。</p>
会長	<p>今、ご意見が出ましたが、いかがですか。今年度もデータに関しては、私の予想では、横ばいが最高ではないかと思えます。私も大阪の方と取引がありますが、外食産業はほとんどだめだということですし、去年と同様ということはどうでしょうか。</p>
〇〇委員	<p>金額は下げたいですが、現状維持でいいのではないのでしょうか。減反比率も上がるだろうし、米の単価も下がるだろうし。</p>
〇〇委員	<p>前回との比率で、あくまでも 100% に近い数字でいかなくちやいけないのでしょうか。</p>
事務局	<p>100% に近づけるということは前年と同様の金額ということになります。520 kg、9,800 円で 100% になります。農業会議で試算されたもので、経営者報酬を生産費用の 5% 相当分とした場合は 12,600 円となり、前年と比較して 128.6% になります。結果的には、経営者報酬を生産費用の 8% としたものとだいたい同じくらいの金額となります。これは農業会議で参考として試算されたものですので、必ず何% にしないといけないというものではありません。</p>
〇〇委員	<p>必ずこれに従う必要はないということですね。それぞれの組織で 5% にするとか、参考として出ているということですね。</p>
事務局	<p>ちなみに経営者報酬の何% というのは、どこにも公表されない数字です。検討する際に参考にしてくださいというものです。</p>
〇〇委員	<p>先ほどから試算されている根拠の数字というのは、実績で出ているた</p>

	<p>め1年遅れます。予想収量というのはだいたい過去5年の最高と最低を除いた3年の平均値を来年度のものとして出します。そのため、これは去年の実績で、今年は多分会長が言われるように、ぜんぜん在庫がはけていませんから、価格は厳しいだろうと思います。去年並というのが無難だと思います。</p>
会長	<p>今ほど言われたように、今年は去年並だと思うので、現状維持でいいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、協議事項3「小矢部市賃借料情報(案)」について、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書36ページをご覧ください。協議事項3「小矢部市賃借料情報(案)」について説明いたします。これは令和2年1月から令和2年12月の間に小矢部市内において実際に取引された賃借料を記載しております。集計の算出方法は、利用権設定のうち0円とか1,000円とかで申請されるものが結構あり、これらを平均に含めると非常に下がってしまうので、これらを除いて地域ごとに、基盤整備済み、基盤整備未実施ごとに、そこで取引された最高額や最低額、平均額となっております。これを、毎年農業委員会のホームページに掲載しておりますので、(案)として、提案させていただきました。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>ちなみに令和元年のものと実績は違っていますか。</p>
事務局	<p>実際に金額はそんなに変わっておりません。データ数はかわっております。</p>
〇〇委員	<p>それならこのままでいいと思います。</p>
会長	<p>それでは、この件についても例年通りということによろしいでしょうか。</p>
〇〇委員	<p>この表がこのままホームページに掲載しているのでしょうか。全市町村が出しているのでしょうか。</p>

事務局	はい。賃借料情報というもので、その年に締結された賃借料ということで、このような形で全市町村載っています。
事務局長	公表しなければならないものの一つとしてこれがあります。
〇〇委員	基盤整備地域と、未整備地域と載っていますが、これはどういう基準ですか。
事務局	圃場整備がしてあるかどうかです。
〇〇委員	報告があったものを集計しているということですね。
事務局	この年に、報告があったものだけを載せています。
事務局長	これに関しては、令和2年1月から令和2年12月の間に締結され、利用権設定の報告があったものだけを集計して載せており、こういった情報を、それぞれの農業委員会で公表しなければならないと定められています。
〇〇委員	10年間で設定をすれば、あと9年は載らないということですね。
事務局	そうです。
会長	他に無いようですので、次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	座談会での資料は自分で探さないといけないですね。例えばこの前から鳥インフルエンザや、大雪でハウスが倒壊したとか、こういう所に注意してほしいとか、何か情報をいただければ話をすることも出てくる

	のですが、何か資料とかいただけませんか。
〇〇委員	私はだいたい1年間の活動報告をします。座談会や農地パトロールでまわった話とか、非農地通知の話や、自分たちの地区で農地転用の申請が何件あったといったことです。農業委員がどんな活動をしているのかを知ってもらいたいので、そのようなことを5分程度話します。
〇〇委員	私は去年、体調が悪くて欠席したため、今年初めて出席しますので、何か資料があればありがたいと思います。
〇〇委員	私も農業委員がどのような活動をしているのかというお話をしたり、困っていることはありませんかということを知りました。以前は活動記録についていた用紙を配布して、お困りのことがあれば記入していただいていたのですが、あれはもうないですか。
事務局	過去の用紙はもうありません。農業委員の業務の活動報告については、作成はできますが、今回の座談会は、もうすぐに始まりますので、申し訳ございませんが、特にこちらで用意するものではありません。座談会には、担い手と出し手との調整という意味で出席していただければと思います。話す内容については、委員さんにお任せという形でお願ひしたいと思います。
〇〇委員	せっかく小矢部市農業委員会がこれだけ活動をしているわけだから、座談会の席で皆さんによく理解していただかないと、座談会に参加した意味がないと思いますので、座談会の1週間か10日前にでも、1年間の活動報告とか、利用権設定の筆数や面積とか、そういった資料を座談会の参加者に配布したほうが、農業委員会の活動をより理解してもらえて、非常に良いのではないかと思います。今回はもう始まるので、間に合わないと思いますが、夏季座談会にはそういった活動内容等の資料を配布していただけたらと思います。
会長	それでは、事務局で夏季座談会に向けて検討していただきたいと思います。
会長	他に無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。

	閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	皆さん、ご苦労様でした。会長もお話されましたが、新年早々、大雪、鳥インフルエンザ、コロナといった大変激しいスタートとなりましたが、今後も委員の皆様には健康に留意されて活動していただきますよう、よろしく願いいたします。以上を持ちまして、2月の総会を終了いたします。ありがとうございました。
	—2月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和3年2月8日

会長 宇 川 傳 治

議事録署名委員 15番 高 田 太 衛

16番 碓 善 秋